



問 環境政策課 ☎内線1563

散歩中は除草剤に注意！

草が伸び始め、除草剤が散布される時期がやってきました。犬や猫が、除草剤をまいた草を口にしたり、あるいはそうした場所を歩いて足の裏や体に付着した薬品をなめてしまうことによって中毒症状を起こすことがあります。希釈されたほんの少量の薬品でも、小さな体の生きものには有毒で、胃腸炎などの消化器症状のほか、けいれん、ショックといった命にかかわる事態を引き起こします。犬の散歩はそうした場所を避け、猫は室内飼養に努め、体調不良が見受けられた場合は、迷わずすぐかかりつけの動物病院に連れていきましょ。



【種類】MIX(メス19歳)

◀食欲旺盛で毎日マイペースで過ごしています。



【種類】コザクラインコ(メス2歳)

▶去年の7月に部屋から飛び出し大空を飛んでいきましたが、同じマンションのベランダで保護。レプリカの小鳥(写真左)を相手に遊びます。

ペットの
写真
募集中！

投稿者の氏名・住所・電話番号と、ペットの名前(ふりがな)・種類・性別・年齢・30～40字の紹介コメントを記入の上、メールまたは封書でお送りください。【あて先】〒300-1292牛久市中央3-15-1「環境政策課わんにゃんこ」係
[E] kankyouto@city.ushiku.ibaraki.jp ※犬は市に登録していること。※封書の場合、写真は返却しません。
※掲載に不適切と思われる写真については、掲載しない場合がありますのでご了承ください。



消費生活の窓

※4月1日より本庁舎から移転しました。

問 牛久市消費生活センター ☎830-8802

(市役所第3分庁舎2階 商工観光課内)

相談日 月～金曜日(午前9時～正午/午後1時～4時)

相談事例

自家用車の売却をするためインターネットで一括査定を利用し査定を依頼したところ、5社から連絡があり、その中の1社が自宅へ査定に来た。「ドアに修理歴がある。事故車なので30万円だが、今日すぐに引き渡せば50万円で買い取る」と言い、強引に契約させられ、車を持って行ってしまった。翌日、納得できず担当者へ「他社の査定額と比較したので車を戻してほしい」と伝えられたが、「キャンセルする場合はキャンセル料10万円がかかる。」と言われ、車を返してもらえない。
(70歳代 女性)

中古車の売却トラブル

増えています！

【消費者へのアドバイス】

中古自動車の売却に関する相談は年々増加傾向にあり、事例のような強引な勧誘、高額なキャンセル料を請求されたとの相談のほか、契約後の査定額の一方的な減額などトラブルが報告されており十分な注意が必要です。

◆ 査定の際は契約せず

一度冷静に考えましょ

※業者が訪問した場合でもクーリング・オフの適用はありません。

◆ キャンセル条項など事前に契約書をしっかりと確認しましょ

※キャンセル料については事業者に生ずべき平均的な損害額を超える部分については消費者契約法により無効になる可能性があります。

◆ 修復歴や事故歴を事前に適切に告げていた場合、契約後の修復歴等を理由とした一方的な契約の解除や減額に応じる必要はないとされています。

